

軽費老人ホーム豊浦の郷 基本利用料

令和4年4月1日

- 1、入所者は、毎月事務費と生活費を利用料として納入することになっています。
- 2、生活費は、本人の収入額に関係なく一律に55,290円負担となります。
- 3、事務費は、下表により本人の年収に応じた額を負担することになります。

利用料金表

(令和2年4月から適用)

(単位:円)

対象収入による 階層区分		基本利用料(月額)		
		事務費	生活費	合計
1	1,500,000円以下	10,000	55,290	65,290
2	1,500,001円～1,600,000円	13,000	55,290	68,290
3	1,600,001円～1,700,000円	16,000	55,290	71,290
4	1,700,001円～1,800,000円	19,000	55,290	74,290
5	1,800,001円～1,900,000円	22,000	55,290	77,290
6	1,900,001円～2,000,000円	25,000	55,290	80,290
7	2,000,001円～2,100,000円	30,000	55,290	85,290
8	2,100,001円～2,200,000円	35,000	55,290	90,290
9	2,200,001円～2,300,000円	40,000	55,290	95,290
10	2,300,001円～2,400,000円	45,000	55,290	100,290
11	2,400,001円～2,500,000円	50,000	55,290	105,290
12	2,500,001円～2,600,000円	57,000	55,290	112,290
13	2,600,001円～2,700,000円	64,000	55,290	119,290
14	2,700,001円～2,800,000円	71,000	55,290	126,290
15	2,800,001円～2,900,000円	78,000	55,290	133,290
16	2,900,001円～3,000,000円	85,000	55,290	140,290
17	3,000,001円～3,100,000円	93,000	55,290	148,290
18	3,100,001円～3,200,000円	101,000	55,290	156,290
19	3,200,001円～3,300,000円	109,000	55,290	164,290
20	3,300,001円～3,400,000円	112,300	55,290	167,590
21	3,400,001円以上	116,300	55,290	171,590

備考

- 1、11月～3月の間、冬期加算(共用地区暖房一部負担)として、各月2,160円の加算となります。
- 2、基本利用料は、国の基準で毎年変更になります。
- 3、利用者個人でご利用になる、上水道・下水道料は、一律月額1,000円。
電気使用料は、別紙電気料金表のとおりです。